

○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

平成二十四年十月十二日

福岡県条例第五十六号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第二十条の二）

第二章 助産施設（第二十一条—第二十四条）

第三章 乳児院（第二十五条—第三十四条）

第四章 母子生活支援施設（第三十五条—第四十三条）

第五章 保育所（第四十四条—第五十二条）

第六章 児童厚生施設（第五十三条—第五十六条）

第七章 児童養護施設（第五十七条—第六十六条）

第八章 児童心理治療施設（第六十七条—第七十四条）

第九章 児童自立支援施設（第七十五条—第八十五条）

第十章 児童家庭支援センター（第八十六条—第八十八条）

第十一章 里親支援センター（第八十九条—第九十四条）

第十二章 雑則（第九十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）

第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）について定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例（第八十八条第二項及び第九十四条を除く。）において「児童福祉施設」とは、法第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターであって、知事の監督に属するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（平二九条例一〇・令六条例一四・一部改正）

(最低基準の目的)

第三条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

(非常災害対策)

第六条 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等非常災害に関する具体的計画を立て、これに対する不断の注意を払い、訓練を行わなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条の二 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設

外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（令五条例一一・追加、令六条例一四・一部改正）

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第六条の三 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（令五条例一一・追加）

（職員の一般的要件）

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第八条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第九条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(令五条例一一・一部改正)

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第十条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十一条 児童福祉施設の職員は、入所している者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該入所している者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。この場合において、同条各号の規定中「被措置児童等」とあるのは、「入所している者」と読み替えるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第十二条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(令五条例一一・全改)

(衛生管理等)

第十三条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（令五条例一一・一部改正）

（食事）

第十四条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第九条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第十五条 児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。次項及び第三項において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断

の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(平二七条例八・令六条例一四・一部改正)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十六条 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(平二九条例一〇・令五条例二八・令六条例五三・一部改正)

(内部の規程)

第十七条 児童福祉施設（保育所を除く。）においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 七 施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他施設の運営に関する重要事項

(平二七条例八・一部改正)

(備える帳簿)

第十八条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十九条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（平二七条例八・令六条例一四・一部改正）

（暴力団関係者の排除）

第二十条の二 児童福祉施設は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

- 2 児童福祉施設の長は、暴力団関係者であってはならない。

- 3 前二項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号及び次号において単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

二 暴力団対策法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配する者

三 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項又は第二十条第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの

四 福岡県暴力団排除条例第二十五条第一項第三号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しないもの

五 法人でその役員のうちに、第一号、第三号又は前号のいずれかに該当する者があるものの

（平二四条例七四・追加）

第五章 保育所

（設備の基準）

第四十四条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び附則第二条第二項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。ただし、保育室等を二階に設ける場合においては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）とすることができる。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各

		号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段
四階以上	常用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防

火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(平二七条例八・平二八条例三五・令元条例一五・一部改正)

(保育所の設備の基準の特例)

第四十五条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に

応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(令七条例七・一部改正)

(職員)

第四十六条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(平二七条例八・令六条例三七・一部改正)

(保育時間等)

第四十七条 保育所における保育時間は一日につき八時間を、開所時間は一日につき十一時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第四十八条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める保育指針に従うものとする。

(令五条例二八・一部改正)

(保護者との連絡)

第四十九条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(不審者等の侵入防止対策)

第五十条 保育所は、外部からの不審者等の侵入防止のための措置を講じるとともに、これに対する必要な訓練を行うよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第五十一条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(平二七条例八・全改)

第五十二条 削除

(平二七条例八)

第十二章 雑則

(令三条例二四・追加、令六条例一四・旧第十一章繰下)

(電磁的記録)

第九十五条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(令三条例二四・追加、令六条例一四・旧第八十九条繰下)

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

第二条 削除

(平二七条例八)

第三条・第四条

(保育所の職員配置に係る特例)

第五条 第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(平二六条例二九・平二七条例三七・平二八条例三五・令五条例一一・一部改正)

第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成

二十四年法律第六十五号) 第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。) 又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第四十六条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

(平二八条例三五・追加)

第七条 前条の事情に鑑み、当分の間、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

(平二八条例三五・追加、平三一条例四・一部改正)

第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第四十六条第二項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

(平二八条例三五・追加)

第九条 前二条の規定を適用するときは、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、附則第五条又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二条の規定の適用がないものとした場合において第四十六条第二項の規定により算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。

(平二八条例三五・追加)

第十条～第十二条 略

附 則 (平成二四年条例第七四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第二九号)

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

- 2 福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成二七年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年条例第一〇号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年条例第四号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年条例第九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年条例第一五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第十章の次に一章を加える改正規定は、令和三年七月一日から施行する。

附 則 (令和三年条例第三二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項第四号イの改正規定(「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務

している者については、この条例による改正後の福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

附 則（令和四年条例第八号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第一一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第六条の二（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 新条例第六条の三第二項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和五年条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年条例第一四号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第三七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第四十

六条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第四十六条第二項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和六年条例第五三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年条例第七号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。